

もう、暮らせない!?



生活保護は
あなたの生活を守る制度です。

困ったときは
だれでも、今すぐ
申し込む
ことができます。

生活保護は、リストラされたり
収入が少なくなったり
病気で働けなくなったり...
暮らしが成り立たなくなった人が
利用し、生活を立て直す制度です。

私も生活保護を利用しています

しらつち ゆうき
白土 侑希さん(69歳) / 東京都日野市在住

仕事の都合で約30年ぶりに北関東から東京に戻る
ことになりました。高齢に近い単身者の部屋探
しは難しく、知人に紹介してもらった地元の生活
と健康を守る会に相談すると、アパートが簡単に
見つかりました。しかし、体調がすぐれず、蓄え
を切り崩す生活はすぐに行きづまり、ふたたび「会」
に相談。生活保護を申請しまし
た。福祉事務所にも同行してもら
い、すんなり申請でき、本当
に助かりました。今は生活保護
のおかげで何とか暮らしてい
ますが、この制度をより充実
させるため、みんなで頑張っ
ていきたいです。



一定の条件を
満たせば
家や車があっても
大丈夫!
医療費だけの
利用もOK

生活保護は
憲法 25 条で
保障された
生存権を守る制度!
みんなの権利
なのよ

生活保護って憲法に保障された
当たり前な制度なんだ
一度、相談してみよ~



生活保護をはじめ暮らしのことなら何でも、お気軽に地域の「生活と健康を守る会」へ!

全国生活と健康を守る会連合会(全生連)は、「仕事と生活と医療保障」の要求を掲げ、1954(昭和29)年11月に誕生しました。

全国に「会」があり、思想や信条の違いにかかわらず要求で一致するすべての人たちと力を合わせ、国や自治体と交渉するなどしてさまざまな要求を実現しています。

生活相談のベテラン! 地域にねざして60年

国保料・税、税金が高い

このままだと保険証を取り上げられる病気になったらどうしよう



- 国保料・税が払いきれない場合、保険料減免制度と一部負担金減免制度があります。
- 国保料・税には、納税猶予や分納制度、徴収を停止する制度があります。

公営住宅が問題だらけ

高すぎる公営住宅の家賃! 滞納したら立ち退きしろと言われたけれど



- 家賃減免や滞納家賃の徴収猶予などの制度が活用できます。
- 公営住宅の建設促進や家賃減免制度の充実など、国土交通省や自治体に働きかけています。

住宅扶助費が引き下げられる

- 契約更新日までは現行基準額が維持できる“経過措置”制度があります。
- 通院や通学などの事情で転居できないときは現行基準の適用が可能になります。ご一緒に申請・交渉を行います。



実現した最近の要求

- 生活保護法改悪(親族の扶養義務強化や無理な就労指導)を押し返しました
- 生活保護母子加算を復活させました
- 国保一部負担金の減免制度を作らせました
- 国保18歳未満の子どもに無条件で保険証を交付させました
- 生活保護利用者が自家用車を保有する権利を拡大させました

あなたも参加しませんか



全国生活と健康を守る会連合会 TEL.03-3354-7431
〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル 3F FAX.03-3354-7435

全生連



詳しくは「全生連」で検索してください。

お近くの生活と健康を守る会